



令和5年 (2023年) 10月27日(金)

No. 16009 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度

—第45回— ベルギー (上) …………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (韓国版) …… (9)

☆オンライン知的財産セミナー (最新のオープンツールと

MSエクセルを使った特許情報分析実践 (2023年改訂版) (12)

# 欧州各国の知的財産制度

## —第45回— ベルギー (上)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

### 1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ベルギーの知的財産制度のうち、特許制度を中心に解説する。

### 2. 総論

ベルギーの知的財産制度には、特許法、著作権法のほか、意匠、商標について規定するベネルクス条

約がある。小特許制度については、かつて導入されていたが、2009年1月8日に廃止されている。

特許制度については、1854年に旧特許法が導入され、1984年3月28日付で新特許法が導入され、その後、1997年1月28日改正され、1997年4月14日に施行された。特許施行規則は、2007年8月17日に施行された。この特許法は、2014年4月19日に「経済法典」に追加された「知的財産」(第11部)の項目に組

京都ランチ (5名：うち弁理士3名)

神戸本部 (64名：うち弁理士24名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12名：うち専利代理人6名)

創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

弁理士法人 有古特許事務所

ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

- URL:<http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail:[office@arco.chuo.kobe.jp](mailto:office@arco.chuo.kobe.jp)
- 神戸本部 : 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 5F TEL:078-855-5539
- 京都ランチ : 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町 481 京染会館4階 TEL:075-213-5600
- 上海瀚橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路 69 号 21 階 2108 号室 TEL:+86-21-6415-8030
- 顧問: 米国特許弁理士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名